



⚠ 災害に便乗した悪質商法のトラブルにご注意！

詳しくは
こちら ▶



大雨等の災害発生後は、被災者の不安や焦りにつけ込み、悪質商法が増加する傾向にあります。住宅の修理や改修の際は、十分ご注意ください。

損害保険金などを口実にした勧誘

「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」などと勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。

住宅修理などの点検商法

突然の訪問勧誘には、その場で契約せず、修理などを行う場合は、複数の事業者から見積もりを取り、内容をよく確認して契約しましょう。



千葉豪雨で被災された方々への各種支援制度や手続きのご案内はこちらをご確認ください。

■ 罹災・被災証明書の発行 ■ 経済的な支援 ■ 住まい・生活の支援 など

その伝え方、大丈夫？「カスタマーハラスメント」を考えよう

近年、顧客による過剰な要求や理不尽な言動による「カスタマーハラスメント(カスハラ)」が深刻な社会問題になっています。令和8年10月からは、すべての事業者にかスハラを防止するための措置を講じることが義務付けられました。

【事例1】威圧的な言動



大声で責める等

【事例2】継続的な、執拗な言動



頻繁なクレーム、同じ質問を繰り返す等

これらは、苦情の範囲を超えたカスハラに該当します。一方で、商品やサービスに不満があるときに、正当な意見や要望を伝えることは、決して悪いことではありません。

大切なのは「伝え方」です。

「消費者が意見を伝える」際のポイント

- ひと呼吸、置こう！
- 言いたいこと、要求したいことを「明確に」そして「理由」を丁寧に伝えましょう！
- 事業者の説明も聞きましょう！

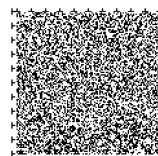
商品・サービスの契約トラブルは消費生活センターへ

消費者ホットライン(全国共通) ☎ 188(いやや)

(原則として、最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内します)

千葉市消費生活センター直通:043-207-3000

音声コード「Uni-Voice」をスマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。



消費生活イベント&講座情報(11月~12月)

家庭用計量器 無料検査 11/10(火)、11(水) 13:00~16:00

11月の「計量強調月間」に合わせ、お持ちいただいた家庭用計量器
(ヘルスメーターやキッチンスケールなど)の無料検査を行います。

場所:消費生活センター 暮らしのプラザ 1階



無料検査の
詳細はこちらから



講座・セミナー情報 <<参加無料>>

11/20(金)	消費生活講座「デジタル社会の消費者被害とその対策」
11/27(金)	落語で学べる!「悪質商法被害防止セミナー」
12 / 2(水)	サポーター養成講座「消費者トラブルを防ごう!高齢者見守りのポイント」
12 / 5(土)	子ども向け金融教育ゲーム「おこづかいゲーム」
12/15(火)	見ていますか?『食品表示』~食生活を変える、賢い使い方~

消費者教育ポスター入賞作品展示

市内の小・中学生から募集した消費者教育ポスターの
入賞作品を展示しますので、ぜひご覧ください。



各講座・イベントの
詳細はこちらから



11/3(火)~9(月) そごう千葉店 11/16(月)~27(金) 消費生活センター

12/2(水)~24(木) 千葉市役所 1/18(月)~2/1(月) 千葉都市モノレール千葉駅改札内

借金の返済に困ったら、一人で悩まずご相談ください

無料

「多重債務者特別相談」を定期開催

「複数の借入れがある」「返済が苦しい」など、借金の
悩みを一人で抱えていませんか?

千葉市消費生活センターでは、無料で相談できます。

多重債務相談窓口(要予約)

相談日時 毎月第2・4木曜日(祝日、年末年始を除く)
13:00~16:00

申込方法 電話(043-207-3000)で事前予約
※1日先着6人(1人30分程度)

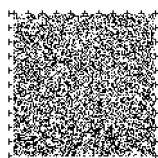
多重債務に陥らないために

- 使える額を把握し、必要な物だけ買う
- クレジットカードの枚数を絞り、返済計画のない借金はしない
- 返済目的の追加融資や保証人は断る
- 誇大広告やSNSでの個人間融資に注意する

多重債務者相談強化キャンペーン2026

9/1(火)~12/31(木) 実施中!

この機会に、早めにご相談ください。



消費者被害注意報(No.128)

Topics

今すぐ修理しないと危ない!?
豪雨などに乗じた点検商法にご注意!

内容はこちら
を確認 ▶▶▶

